

日医発第 243 号（情シ）
令和 5 年 4 月 25 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎
（公印省略）

日本医師会及び警察庁サイバー警察局の連携に関する覚書締結について

平素より、本会会務遂行にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、国内外の医療機関を標的とした、ランサムウェア（情報システムを使用不可の状態にした上で身代金を要求するウイルス）を利用したサイバー攻撃による被害が増加している状況にあり、日本医師会においても注意喚起を行ってまいりました。

これらのサイバー攻撃により、医療機関では診療が停止する事案の発生や患者の個人情報や搾取などの被害がもたらされることを踏まえ、日本医師会と警察庁サイバー警察局は、サイバー事案に係る被害の未然防止等を図るため、緊密な連携を実現すべく、覚書を締結いたしました。

主な内容といたしましては、

■サイバー事案発生時における連携

医療機関や都道府県医師会がサイバー攻撃を受けた際の相談先として、都道府県警へも相談が可能であることの周知、ならびに警察の調査においても、復旧作業への影響が最小限になるように配慮いただくことを確認しております。

また、医療機関や都道府県医師会から都道府県警察に対して、サイバー事案に関する初動対応、事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の検討についての技術的助言を求めることができるように対応してまいります。

■平時における連携

日医と警察庁サイバー局が、サイバー対策についての教育、研修、広報等について、共催、協働を行い、相互に連携してまいります。

日本医師会としましては、サイバーセキュリティ対策には、自助、共助、公助が必要と考えております。今回、公助としての警察組織との連携を行い、平時の連絡体制の確立、緊急時の技術的な助言など協力を受けられるように対応いたしました。引き続き、政府に対して「公助」として、さまざまな支援を受けられるように呼び掛けてまいります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、都道府県警からの連携の申し出がありました際には、協力について相談のうえ、ご判断いただければと思います。貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・日本医師会及び警察庁サイバー警察局の連携に関する覚書

以上

日本医師会及び警察庁サイバー警察局の連携に関する覚書

日本医師会（以下「甲」という。）と警察庁サイバー警察局（以下「乙」という。）は、甲並びに都道府県医師会及びその会員が所属する医療機関（以下「対象機関」という。）におけるサイバー事案に係る被害の未然防止等を図るため、緊密な連携を実現すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が相互に連携した取組を推進し、協働することにより、対象機関におけるサイバー事案の未然防止、サイバー事案発生時における警察への相談、被害の拡大防止、医療業務の早期復旧等を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、本覚書の目的を達するため、平素から緊密な連携を保ち、相互の信頼と理解に基づいた協力関係を築くよう努める。

（サイバー事案への対処に関する連携）

第3条 甲及び乙は、対象機関においてサイバー事案が発生したとき及び平時において、次の各号に掲げる連携を実施する。

（1）サイバー事案発生時における連携

イ 対処に関する依頼

甲は、対象機関からサイバー事案発生に係る報告を受けた場合は、都道府県医師会及びその会員に対して、都道府県警察に相談し、都道府県警察と協力して適切に対処するよう依頼する。また、乙は、対象機関から都道府県警察に対してサイバー事案発生時の相談があった場合には、当該対象機関が緊急対応の最中であることに留意し、業務への影響が最小限となるよう当該対象機関による早期復旧等に配慮した捜査を行うよう都道府県警察を指導する。

ロ 技術的助言等の支援

乙は、対象機関から都道府県警察に対して、サイバー事案に関する初動対応、事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の検討についての助言を求められた場合には技術的な助言等、可能な支援を行うよう、都道府県警察を指導する。

（2）平時における連携

イ 甲乙間の連携

甲及び乙は、次の（イ）及び（ロ）を実施する場合、必要に応じ、双方の取組の活用、共催、協働での実施等により、一体的・包括的に都道府県警察への相談の促進を図るなど、相互に連携する。

（イ）教育・研修

（ロ）広報・周知

ロ 都道府県医師会と都道府県警察との連携推進

対象機関と都道府県警察の間において緊密な連携、相互の協力関係を保ち、次

の(イ)及び(ロ)の実施に努めるよう、甲は都道府県医師会に対して依頼するとともに、乙は都道府県警察を指導する。

(イ) 教育・研修

(ロ) 広報・周知

(3) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 各連携事項を実施するに当たっての具体的な方法は、別途甲乙合意の上、決定する。

(有効期間)

第4条 本覚書の有効期間は、締結の日から効力を有するものとし、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、この覚書の効力は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第5条 本覚書に記載のない事項又は本覚書の条項の運用にて疑義が生じた事項については、甲及び乙がともに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和5年4月25日

(甲) 東京都文京区本駒込2 - 28 - 16

公益社団法人 日本医師会

会長 松本吉郎

(乙) 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2

警察庁サイバー警察局

局長 河原淳平